

警察職員の利害関係者から除外する者及び被疑者を利害関係者とみなすことについて

(平成13年9月12日岩警第991号)

各 部 長
各 所 属 長

職員の職務に係る倫理の保持に関する規則(平成13年岩手県規則第117号。以下「規則」という。)第3条第1項ただし書きに基づき、「職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として任命権者が定める者」を次のとおり定め、警察職員の利害関係者から除くとともに、犯罪の捜査に関して被疑者を利害関係者とみなし規則を適用することとしたので通知する。

記

1 利害関係者から除く者

(1) 運転免許の申請をしようとしていることが明らかな者

職務として道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第1項に規定する運転免許を与える事務に携わる職員に係る運転免許の申請をしようとしていることが明らかである者

(2) 運転免許証の更新の申請をしている者等

職務として道路交通法第101条第1項に規定する免許証の更新をする事務に携わる職員に係る免許証の更新の申請をしている者及び免許証の更新の申請をしようとしていることが明らかである者

2 犯罪の捜査に関する利害関係者

(1) 警察職員が職務として犯罪捜査に携わる場合の当該犯罪の被疑者又はその弁護人若しくは代理人は、当該警察職員の利害関係者とみなして、規則を適用する。

(2) 被疑者が法人(法律の規定により法人とみなされる人格のない社団等を含む。)である場合における役員、従業員その他の者(当該被疑者の利益のためにする行為を行う場合に限る。)は、利害関係者とみなし、規則を適用する。